

### 日韓人遺骨個別別取りについて

1 今回の遺骨別取りの申請は、韓国側の従来主張  
 していた一括搬送の場合に変更なしと申し  
 てよいか、韓国側に確認されたい。

2 今回の個別別取りについての必要書類は次の  
 とおりである。(事前中委が望ましい。)

(1) 死没者と遺族との年分関係を明らかにするこ

とができる戸籍の謄(抄)本

(2) 遺族が韓国内に居住していることを明らかにす

ることが出来る書類(韓国政府の証明)

(大使館の証明でもよい)

(3) 代理人と日本に於て遺骨申請の場合、遺族の委任状

遺骨は、日本政府から在日韓国大使館に渡し、遺族

(代理人)には同館から渡すこととされたい。